

## 社会福祉法人小渦会 顧問報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小渦会（以下「当法人」という。）定款第23条第4項の規定に基づき、顧問の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 顧問には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 報酬については、別表に定める額

(2) 理事会及び評議員会等に出席した場合の旅費については、旅費支給規程に基づいて「役員等」として算出された額

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の承認を受けて行う。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

改正後の規程は、令和6年7月1日から施行する。（一部改正）

別表

区 分	報 酬 の 額
評議員、理事会等への出席	日額 30,500円
上記のほか法人及び施設業務のための出勤等	日額 20,500円